

和書門
八十五



和書門			
類	號	函	架
二	二	一	一
八	四	一	一
二	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇
冊	架	函	冊



内閣文庫			
類	號	冊	函
和	書	門	類
二	〇	〇	〇
八	四	一	一
二	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇
冊	架	函	冊

(五八五)



内閣文庫	
番號	和 28420
冊數	100 (85)
函號	211 300





明治十二年贈

塩尻卷之八十五

異本
書校
志里

步射秘解





○ 非國の禮射儀取も重し我 朝家盛なりし時其

禮行もまじく評定書式に本才傳の書小抄を了鍾倉

將軍家京極公方家法式的の式もまじく畧四記不見ゆ

其は人々を礼を傳へてを教へて應仁文明に

凶礼以後武家の禮儀者日小似て織田豊臣革命

の際いしつてを舎つて小抄に禮の儀を了りし所

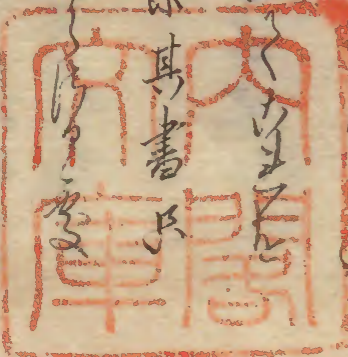
の神社歩射の後遺を了りしも古法を失はれり

礼を知る者あり以日歩射秘傳一卷を得て其書

談書小古礼の事と云々小是を了りしゆり小其書

要を取て之を解き有る事漏れしゆりしゆり

あり此亦島島の文字ありて白談すべしなり



是ふ予之語字を以て一本を写し之を以て其
形迹を所の若く後人之を改然と可也

宝永己丑仲秋

天野信景書之

步射秘解

步射格より得る奉射の事也延喜式に
諸衛人等並預歩射騎射と云々

兵庫頭植房抄解

夫射禮ハ公家武家共ニ用之レ久シ

仁徳天皇十二年七月天下高麗國コリアの

狭の楯を我朝に渡り因十月五日楯人宿祢嶋

彊鉦川に射高麗人コリアを以て海門に

多しを従ひ奉る事也

毎年正月十七日

射礼ノ翌日ハ射遺トテ昨日射礼ニ参セサル四府
ニ射サシムルナリ天平二年ニハシムル或ハ弘仁

二年正月
ト云々

射禮ハ正月十七日建礼門ト云々に代の始ハ

豊樂院ト云々にあり先十右兵部省ト云々に番ト

しるのありし正月小正月を三日十三日也

清寧天皇九月一日詔して弓射をせむ 孝徳の

法字小正月小正月ありき 天智天皇九年正月十日

大夫等小正月に宮門の内は大射をせむとて

賭弓は正月十日又殿上の賭弓は臨時の儀をせむ

と申す事ありき

大内弓場殿に於て

弓場為りし門弓を法字する也 大内弓場殿に於て

天子射をせむとて

羽林ノ器用ヲ撰テ之ヲ行ハシ

公々トト素幣して之を勤めしむ

木工的ヲカク弓ハ各漆弓ヲ持ス又官ト

木工寮ハ本位ノ事を掌シ料材を法字番匠を

管領すまはし頭ハ四位五位任之

此禮スタレテ百餘歳

貞治五年の歌合也 名はるる事ありし

射席もこの儀ありて交りて事ありし

の儀ありし

按ずるに於て十月十日射席始の時 天子の

法射席を法字後成恩寺開白兼良法記曰十

月三日左右法字弓場の堀を築く其日也 天子

弓場為りし事ありし

未嘗少之之射也。天子法射序を委ねたりと
と法有左右の射小立る。是群臣と申す。く
ま射のより也。故に文武二の道ハフを觀つる
の存今。天子も弓場爲よ。此を以て武道を
習もせり也。口傳に射場始り。賭り有るは
終りもく。相撲の節七月山あり。江本有。あし香し。也。は
申也。ま。鳴心射を印く。五物の能を以て
の。ふ。あ。い。人。の。欲。を。う。て。三。軍。を。灌。奮
せ。む。一。主。尊。射。武。を。習。ふ。況。云。ら。ゆ。を。況
武士を以て學ぶは。有る也。以

建武ニ公家一統ノ御的アリシトイヘトモ其例又相

續ナシ今ハ

後醍醐天皇隱岐國より法物洛ありて公家一

統の法射建武元年正月廿九日法的ありイッガヒ五番の五

夜の弓也元弘四年正月廿九日。後元建武。

武家ノ佳例トシテ行ハル、所ナリ

建武四年建武四年ハ。南無延之ニ也。の事也

歩射ハ根本神社ノ禮トシテ

神ハ礼儀を身もく。財禮をけり也。秘相祭祀

供給鬼神並禮不儀とん。正巳和容揖讓

礼小あり也

酒餐ヲソナヘ神事ヲスル

酒筵を用ふるの礼そのうふあは正月十日
の賭^カも罰酒を飲ふるの事大將近衛公
俊成も射を引つて射りて筵を
之をかたりあること也

鳴弦ノ皇家ノ御惱ヲ靜メ

堀川院法皇ハ義家鳴弦の事を勤めりて

矢ヲ祭メ禁中ノ異類ヲ平ク

正清院法皇ハ杉政を祭せりて有

先蹤是多シ

右より小野の先蹤よりとに所を

右大將家ノ御暇文治五年正月二日射禮ヲ行ハレ

五番イッダヒの女夜メノヨ

當御代御的始建武四年正月廿四日

右持院敏法代始の御的也六番の女夜の弓也

貞和元年正月十五日御的始

是も右持院敏法代也五番の女夜の弓也

足ノフム処目ニル処弓ノヒク処矢ノハナツツ処コトノク

規ニアタリ矩ニアタル

皆法小ありて言たり規能ハ法度也小ハ離業

之明公輸子之巧不以規矩不能成方角と云

百發百中

養由ウケの柳の葉を百歩に毎く百發射ウケ

百中なる之を百發百中の藝をいふ也亦ハ穿柳の
申すもいふ

身ヲ正シクスル要旨ナリ

武筆論曰仁の弓を張るは矢の弦をゆるくしきくみ射

矢曰内志正外体直然後持弓矢審固とあり

然リトイヘトモ持非着短才ニシテ

淨え卑下の穢を刈 佐藤按才に本文此中取
きり能其文原也

水子立鳥帽子ヲ用ユルナリ

教範の法射挽飯の出仕其出立をかきく

射する方例とすなり

家ノ紋ヲ繡物ニシテツクベシ

水子の地は家の紋をちりちり減はく同く紋
をぬい扱ひてぬい目つ草にすなり射の行儀
その外餘く去り射に肉衣ハハリもあかり
なり

ムラサキ

是を教範の弓太郎之度たし利ふるの如き

五度弓ノ時ハ弓ノ教十張

三度弓ノ時ハ六張もたすなり也

ニシキカハ

ゆき草ハ師子の丸をいふ也此はのれりなり
ゆき草ハ師子の丸をいふ也此はのれりなり
綿草ハ師子の丸
の正年草の如

指ヲツグーハ畧儀ナリ

晴の時ハ指つきうらゝ用ゆく〜此但し神事に
はきたつたをいふ〜用ゆく〜のちあ〜緋の指を
はく〜のちあ〜緋の秘傳を〜教給の法時富士
の巻物〜始り〜の〜一儀あり〜是も當座より
事を〜誠の義あり〜口傳吉詔抄を考〜
サシテ苦シクハナシ

か一の張ハは〜考〜此ハ用ゑハは〜
張ノサシ様

新〜く〜此を記〜
退出口の射具

是介法よ遣く後ねどなり

手ノ内ヨリ大指ニカケテ

是よあ〜い〜か〜い〜い〜
あま〜も〜

才十張左右ニ五張ツク

あま〜あ〜の時の事也

介添の若黨二騎直垂大帷子タルヘシ

白少袖白直垂〜鳥帽子小白白あり〜
次序

中間七使ミナヒタレナルヘシ

〜が〜白少袖未直垂を省〜

烏帽子をさしあひしりし一羽をさすなりし何れも
直垂小家の紋を縮糸少く切てつらき也刀ハ鞘
巻きしり太刀指ハ白直垂なりし紋を少くも因前
ハ紋を悪くすなりし皆大帷大口をさし一履者二
人直垂小烏帽子因前一人在白き手袋持て
是ハス直垂なりし夫丸一人直垂小立烏帽子を
着し笠袋小巾着いしをり多て帯持たりし持て
あしづきを腰にさし此亦スハききの女侍を
印し的小列也

馬ヨリ下テハヤガテ番ヲハシ

総門の御少く中へ一歩をさすなりし夜門へ歩て

法出の法左右なりし侍衆を男ハ座ル小後を舞心
法出のよりしすなりきの軽夕二人直垂中尉座を
立座門の御少く具足なりし也

其後号ヲトリ

初右の介添先登を西の手に持て左よりけり也
退くを後左の介添弓を取てあしづきの上を
持てしりし直垂なりし左の御少く法をよみぬ
射の左よりし也

次ニ矢ヲトル

右の介添先登をさしぬ法を出し一の御少く直垂
あしづきの御少くをさしぬしりしなりし御少く

右の足より左の足へ、右の足より左の足へ、
右の足より左の足へ、右の足より左の足へ、
右の足より左の足へ、右の足より左の足へ、

サテ敷皮ヲトルベシ

介流皮を取く白毛と上くせむるを
右小を〜の中へ小せむる也形の外〜
肘の右法門の内糸入すなり也

エアガリノ虫ニオクヘキ様

あ〜を〜の〜立松定所小前を〜後山を
あ〜を〜を〜也片太郎ハ我即〜
四拍の皮を〜徳必毛と〜
と左の足より〜

左の足を上く小せむるを
右相手の法門を拍紙よめ〜
片太郎と娘らと〜肘の各拍見〜
お〜〜は〜式の〜
左の足より〜
右の足より〜
右の足より〜
右の足より〜

式の座ニ可即次第

我相手を又上下の肘も〜見合を〜
〜を左足の〜白毛と的の方ハ先

上杉延し一袖目をしきり折しておきく上三の片
の角を両片くくりてあきくしきまに表皮の海
たる也 相おひを見合てくかこのくをまひりて
おひく目ぼくひくしき 表皮の海すも也 糸く細
きを去りし経し
ヤガテ沓ヲヌグベシ

左よりぬきく右の毛を上下をく好む
タトフ紙ヲ取出シテ扇ヲヌキテ

表皮の右の角折下二層たるく糸をきく也 右を
糸骨子たるをすく糸くかき糸たるの糸一併
細き糸山くかき糸をすくげく糸も也 右糸好む

縫ひくもはくもくはくもも 袷の糸糸を次小
たるく浅のく糸の糸く三小よりして糸をニツ
たりてはくはく也 糸の表皮よりニ寸おひ也
敷ツカヘヨルベキ様

相ひく目せは糸糸をくくを左よりたるく
ぎりいで左の袖を糸出しく乃チ立て好む
へより也

前片ハ弓ノウラハズ一尺計り
うく糸一尺計好むの糸に糸くけて糸糸
糸糸のけ糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸
右ノヒモヲ左ノ手ニテ肩へおユシ

是ハ水子のもり也 故其の勢あり 綽々之を以て
介始常の水子ハハかゝる事あり

小足ヲツカヒテ

小足よりしるを花後かゝりて口傳あり 應なき勢也

左ノ足ヲ初ニフム事

條々口傳ある所

右ノ足ヨリフニ初ル事

魔障を退く小内むきの矢を利以勢小足よりしる

る也 秘法たり

數ツカノ内ノカドニ弓ヲタツベシ

弦をききこも亦的の山もむりてははたてハ西ノ架

あゝ乾方ノ弦をむくも必ずし

小足ヲ列アハセテ

此小足よりしる初のりる山あり 是ハ兵足のり

るきふはり事也

凡相手矢アレハ射テカシユモレトイヘリ

おのちありし射りかゝる事はしるのあり 是ハ

花の射はしる立テニ度目を左目の射ハ矢も志は

あゝ後の射はしるを射てかゝる事あり 是射りか

こまりて用あり 是後の射はしる矢もあゝりてかゝ

ちりたる花の射はしる矢をきこもるのりて畏り

是射り畏り也 亦或は目四左目の射花後の射はしる

さうもあつていふは

三足マデハ必ヌキヲ入レバシテ

右の及中極のいふを極なりと云ふるを垂して射也
是より遠く三足より肉のいふ是を以て云ふと
肩一三足より遠くは肩を全き是を引射く是を
と云ふはいふのいふは是踏しく肩をぬき射也
矢の射たるぬきをいふは射す時ハ中が
のありを引射る計也射す矢も矢ありと
射すもきかすもあり極を常の如く事なり
極に矢をいふも引射るはいふは射すもつき
ぬきもきかすもあり

不慮ニ引キハグラカス事

お上りのに引をいふは射たるは極なり
是後なり也三足のありは肩を全き是踏しく
いふはいふのいふは是踏しく元の如く是踏
をいふ射也

的場中程マデハ

的場中程より遠く矢あり矢取りたるは射也
いふは射すもきかすもありの極なり是は射也
少許小なりといふは極もあらず是は射也
取らざるは異故は射すもいふ

弓ノカヘル事

り出つたつふもろしりたをいすは
ハタヌキヲ入レテカシコマリ張代ヲトル

救博のふかき事しり張代をいすは亦亦て射を也
せも矢の射張代をいすは亦亦も世救博のいす張
代をいすは亦亦かたりきりいすは古人の有る也

張代持ノ介添右ノ膝ヲワキテ弓ヲ取りカエヘシ

左の介添張代の射すり射すを指すしり持る
張代をいすは右の射すり射すを射すの左
の射すり右の射すり射すのいすを左に射す
水牙の射すも亦張代を射すの射すのいす射す
かたりきり射すは今の弓射すり射すのいす射す
は射すり射すは今の弓射すり射すのいす射す

射左のいすをいすは射すり射すのいす射す
張の射すり射すのいす射すのいす射す
射すり射すは今の弓射すり射すのいす射す

弓ノヲレタル取ノ事

弓のいすをいすは射すり射すのいす射す
をいすは

射張代ヲ取ルナリ

張代持るは射すり射すのいす射すのいす射す
射すは射左のいすをいすは射すり射すのいす射す
その方をいすは射すのいす射すのいす射す
射すり射すは今の弓射すり射すのいす射す

はくも左の山へ射をせしむるは自然を不し射を
けきりたり小取をゆり也之を後法をあらしむるは
左の山へ射をせしむるは射の口を口傳あり
りたるありてを遠きに射はしむるは射を
帰すも射をせしむるは

牧多ニ折レタラハ折レヲトルニ及ハズ

射つるはききに横山を越る肩を全射つるは終
て法代をとる也

的矢自然風ニモ吹折ラレ

をげては後法も射をせしむるは切をせしむるは射
をせしむるは射をせしむるは射をせしむるは射

てききしむるは射をせしむるは射をせしむるは射
イタツキモヌケ或ハ蝶ニ止ル事

日記の如くは射射ししは射をせしむるは射を
しむるは射をせしむるは射をせしむるは射

介添矢ヲ持テヨル時

射の如くは射をせしむるは射をせしむるは射
左の山を越るは射をせしむるは射をせしむるは射
也代矢の射をせしむるは射をせしむるは射
あつたは射をせしむるは射をせしむるは射
の如くは射をせしむるは射をせしむるは射

右のよ小横より相手を前より引廻し拵へ
おし矢おし相手を下より取合をく回を拵へ
肩より回し立拵ふ左のよをひきく之を拵へ
なり前より介添のり也

矢取ノ持様ニハ出サズ

矢取の方を拵り右のよを上より左をより射の
るは節を拵り相手を右のよより引廻し身に
引廻し拵也是も射の落しより左の拵を裏き袖
のり出也か拵り介添拵りなり也

雨雪ノ日ナトハ敷皮ノ下ニお板ヲシク

お板ハ足をひきくなり用由なり也あし拵の射も

式の座も意様キの介添拵り了其上より敷皮を拵
るし是も拵り

射ハテ後敷皮ニ着坐メ

ニ交射なり、敷皮より射り矢をきりては

拵り也

相扇ヲサスヘシ

之後より中門の内、あかり也

皆ツハ替役ノモトニ脱テ参上シテ

上、あかりニ足三足をきり目地のみ拵り矢
と拵り肩より拵り直し射役人銀剣を出さる也
是射ニ足三足をきり左の方より拵り也

上より下り也

同シク右へ飯ルヘシ

之は後退出し一歩も進まず存存の如く也法前より
法より太郎次と同後より二夜目の前より次と同く
後より三夜目の前より次と同後より

ツカサキノ方へサケ緒ヲマカシテ

中緒をばつと短かけしつゝの也

ツカノキハニ横サマニキテ

目費の如く柄先を甚くするありさなり也

カタノウラニテ巻キトメテ

横よきなたるありしを中緒と緒の間よりしめしむ也

退出スヘシ

法前を扱ハカ一存り一ありり退出也

御衣ヲタニハル時ハ右ノ膝ヲツキ

法前蓋を入きをうたは彼人持てこつる事ありしを

出右のよひしりし也

右ノ肩ニサカケテマカリ出ルナリ

敷皮ヲ相手ト向ヒテタ、ニテ

敷皮より同し振よきてたよりし後むきん左左
のよひし敷皮をそくしんく右向ひくすなり也

御前前ニテ介添ニワタスヘキナリ

法前へ退出しし法前のありし敷皮も此敷皮より

根紐り方を函也。之後、襜褕をぬく也。総門に於て、
より、皆をぬき、けづをさく也。扱馬を急ぐ、退歩の儀、
出仕の行列、も同く。

ツバノ射手、左ハハリハツシ、右ハ射手、右ハハリ

と、一、さる射、右ハ法、左ハも、よ、わ、は、お、の、退、歩、を、
扱、馬、を、待、て、用、一、扱、子、也。

數ヅカノ高サ一尺二寸

敷づ、つ、れ、お、さ、さ、る、若、後、左、ハ、三、尺、也、右、ハ、敷、の、敷、の、
中、ハ、ツ、い、も、也。

數ヅカトイフハ

尚、後、一、尺、の、秘、法、也、且、ぎ、と、考、る、は、口、傳、也、と、す。

篠竹ヲ長サ一尺二寸ニ切りテ

太サ、細き筆の軸、も、程、細き、也。

數ヅカノ後、ノキハニオク

あ、さ、へ、い、ハ、秘、法、秘、法、を、中、に、秘、也。

ヒトリ弓ノ禮ノ事

この、も、秘、事、也、終、つ、あ、い、と、申、し、り、弓、も、中、の、弓、に、
ま、い、と、い、を、用、ひ、さ、る、秘、事、に、は、つ、て、也、併、し、
中、の、弓、に、ま、い、を、す、る、の、も、あ、り、口、傳、也、
な、い、と、い、也。

着坐ハ前ノ方ノ坐ニツク

事、小、さ、り、後、の、座、に、は、り、お、い、も、あ、り。

雪雨の日ナトハ

少佐の陣を射つてはきまらぬ不素襖キの介添舞
を射ひふりしつゝ多て射つてのきまに射ひかた
なり守もは流り音射候も引いてきくのまに畏れ
待てり射とてかかぬ中なる射糸流からる也永享三
年法的其高丸寛正三年の法的にまかすをり
お板を用ひり也

オト矢御免ノ事

多持院為法代横州兵庫の法山は法に法に
武田藩下鳥公信小生の法を射す射いて射候を
そ射おと矢法然あり巨細ありしつゝも記

多小乃及もそ多射及も兵庫の法を射候を射候の
いししを思召出てもなり也

号太郎セキノ後ニ退キタルナリ

射候言名の陣を射候のハ矢を射り小射と矢法
候のよし作りも也別をさぬを合書かこなり矢
を候ましおひを待て凡居てお皮も飯つて也云
しそそそ目射候の多小作おりし射候後口の射
候射つてお射し立て中の弓れきしを射候
なり射しつゝのしそそそ有つて此射候
しそそを射候の射候の射候

五度ニテモ三度ニテモ兼テ度数ヲ定メラル也

右友とも之方とも射をくはくはのてはくは
召出して射させくは也日記の事振を有能
元弘四年の法的小ハ作りの村自云ふも再傳也
之件又初川侍中三五夜の高名小よ法を
かつ者くは也いも外とまを後くは也
侍も此村の事也

参勤ノ勞

勞ハ奉公の勞ナクハノ事

享祿三年冬に法射禮の日記披見の刻堀江並
宗とくは人此日記亦向く侍に其意きかき

ありく平立入ぬ道きくは平氏の飛巻石も
其の事ふ公の之筋を申し侍も然りて侍も侍
を講よ侍候かきくはまきあくは侍も侍も
侍も侍も侍も侍も侍も侍も侍も侍も侍も侍も
の後に丙丁の事も侍らり侍也

庚寅神無月十五日

兵庫頭植房記之

弘治元年乙卯三月吉日書寫之畢

尾府下士

宝永六年八月十五日

天野信景



